

「宮崎県プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業」 の委託に関する企画提案募集要領

宮崎県（以下「県」という。）が実施する「宮崎県プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業」（以下「本事業」という。）に係る委託先団体の選定に当たり、この要領に基づき企画提案募集を行う。

1 事業の目的

本事業は、本県のプロフェッショナル人材戦略拠点（以下「戦略拠点」という。）において、県内中小企業等の「攻めの経営」や経営改善への意欲を喚起し、人材ニーズと求職者のマッチングを実施する民間人材ビジネス事業者等と連携することで、都市部人材の地方環流を図るとともに、これらの人材を活用して企業の成長戦略の実現を促進することを目的とする。

2 事業の概要

「宮崎県プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）（別紙1）のとおり。

3 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

4 委託契約額の上限

30,248千円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 参加資格要件

企画提案に参加できる者は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 本業務の実施にあたって、県の求めに応じて即時に対応できる体制を整えていること。
- (2) 次のいずれかに該当する人材ビジネス事業者でないこと。
 - ア 有料職業紹介事業及び無料職業紹介事業並びに一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業の許可を有する又は届出をしている者
 - イ 改正労働者派遣法施行日（平成27年9月30日）以降の新たな許可基準に基づく労働者派遣事業の許可を有している者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- (4) 宮崎県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）。
- (6) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないこと。

- (7) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (8) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- (9) 共同企業体の場合は、次のアからウまでに掲げる要件を満たすこと。
- ア すべての構成員が、(1) から (8) までに掲げる要件を満たすこと。
- イ 共同企業体の構成員数に制限はない。ただし、代表構成員の出資比率は、30%以上とすること。
- ウ 共同企業体を構成する事業者が単独又は別の企業体の構成員として、参加することはできない。

6 スケジュール（予定）

- 令和2年3月2日（月）県ホームページにて公募開始
令和2年3月9日（月）説明会
令和2年3月11日（水）企画提案申込・質問受付期限
令和2年3月13日（金）企画提案書提出期限（公募終了）
令和2年3月18日（水）公募団体ヒアリング
令和2年3月23日（月）審査結果通知

7 説明会の実施

- (1) 期日
令和2年3月9日（月）午後2時から3時まで
- (2) 場所
県庁8号館4階 第一会議室
- (3) 参加資格
本要領中「5 参加資格要件」を満たす団体
- (4) 参加申込
説明会参加申込書（別記様式第1号）に必要事項を記入の上、「14 担当課（書類の提出先及び問合せ先）」宛にファクシミリ又は電子メールにより申し込むこと。
- (5) 申込締切
令和2年3月6日（金）正午まで
- (6) 留意事項
- ・ 参加人数は各事業者2名までとする。
 - ・ 説明会に参加しない場合でも、企画提案募集への参加は可能である。

8 企画提案の申込

- (1) 提出期限
令和2年3月11日（水）午後5時まで（必着）

- (2) 提出先
14の担当課（書類の提出先及び問合せ先）
- (3) 提出方法
ファクシミリ又は電子メール
- (4) 提出書類
企画提案申込書（様式第2号）
- (5) その他
実施要領に規定する資格要件に疑義がある場合は、事前に確認の連絡をする場合がある。

9 企画提案募集に関する質問の受付及び回答

- (1) 本事業の内容など企画提案募集に関する質問は、質問票（様式第3号）により、ファクシミリ又は電子メールで令和2年3月11日（水）午後5時まで受け付けるものとする。
- (2) 質問に対する回答は、その都度、質問票の提出者に電子メールにて回答するものとする。
- (3) ファクシミリ及び電子メール送付先：「14 担当課（書類の提出先及び問合せ先）」

10 企画提案書等の提出

- (1) 提出する書類
- ア 企画提案書表紙（様式第4号）
- イ 代理人を選定した場合にあっては、委任状（様式第5号）
- ウ 共同企業体を構成する場合にあっては、共同企業体協定書（様式第6号）
- エ 企画提案書（様式第7号）
- (ア) 仕様書（別紙1）及び審査項目表（別紙2）の各項目に従って、提案内容をわかりやすく記載すること。
また、事業全体の年間スケジュールを作成すること。（任意様式）
- (イ) 仕様書に記載されていない独自の提案については、その内容が分かるようにタイトル等を工夫すること。
- (ウ) 企画提案書はA4サイズで作成し、様式第7号に限らず任意様式での作成も可とする。また、その他の補足資料がある場合も任意の様式とする。なお、通し番号を振ること。
- オ 見積書
次に例示する内容を参考とし、本業務の履行に要する経費をすべて盛り込んで委託契約額の上限（4を参照）の範囲内で見積もること。数量、単価等、積算根拠についても明らかにすること。
- ・戦略拠点の運営に関する経費
人件費（給与及び社会保険料等）、チラシ・リーフレット等作成費、その他必要な通信運搬費、旅費、消耗品購入費 等
 - ・マッチング支援に関する経費
支援ツール等の企画・作成・印刷に要する経費、セミナー等実施経費、講師謝金、会場等賃借料、広報啓発費、その他必要な通信運搬費、旅費、消耗品購入費等

- ・その他必要な経費
 - 一般管理費（人件費を含む事業費に10%を乗じて得た額以内）、消費税及び地方消費税相当額
- カ その他添付資料
 - （ア）5（6）に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）（原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。）
 - （イ）特別徴収実施確認・開始誓約書（様式第8号）
 - （ウ）直近3期分の決算報告書
 - （エ）その他、会社概要や本事業の実施に関する参考資料があれば提出すること。
- （2）提出部数
 - ア 正本 1部
 - イ 副本（コピー） 4部
- （3）提出期限
 - ア 持参する場合
 - 令和2年3月13日（金）午後5時までに「14 担当課（書類の提出先及び問合せ先）」に提出すること。
 - イ 郵送する場合
 - 郵送用封筒に「企画提案書等」在中の旨を朱書きして、令和2年3月13日（金）までに下記提出先に到達するように送付すること。（必着）
- （4）提出先
 - 14の担当課（書類の提出先及び問合せ先）
- （5）留意事項
 - ア 提案書等は提案者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書換え、引換え及び撤回は認めないものとする。また、提出された書類は返還しないものとする。
 - イ 虚偽の記載をした提案書等は、無効とする。
 - ウ 委託契約額の上限を超える提案書等は、無効とする。
 - エ 参加資格要件を満たさない者又は委託先事業者を選定するまでの間に参加資格要件を満たさなくなった者が提出した提案書等は、無効とする。
 - オ 提案書等の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

11 審査の実施

- （1）審査
 - 審査は、提出された提案書等について行い、審査項目票（別紙2）の項目を総合的に勘案して、契約の相手方を決定するものとする。
- （2）期日
 - 令和2年3月18日（水）
- （3）審査結果通知
 - 審査の結果は、全ての提案者に対し文書で通知するものとする。

12 契約の締結

- （1）契約締結の手続について
 - ア 審査の結果、契約の相手方を決定したときは、宮崎県財務規則（昭和39年3月21

日規則第2号)に定める随意契約の手続により、契約書を取り交わすものとする。
イ 契約に係る業務委託仕様書は契約の相手方が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本事業の目的達成のために必要と認められる場合には、県と契約の相手方との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。

(2) 契約保証金について

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、宮崎県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

(3) 委託費の支払いについて

精算払又は概算払とする。

13 その他留意事項

当該事業については、宮崎県の令和2年度当初予算が成立した場合に事業化されるため、前記の条件が満たない場合には、公募に係る一切についていかなる効力も発生しない。この場合においても、提案書等の作成提出及び本業務の準備に要した費用については、一切補償しないものとする。

14 担当課（書類の提出先及び問い合わせ先）

宮崎県商工観光労働部商工政策課経営金融支援室（担当：日高）

所在地 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号 県庁8号館5階

電話 0985-26-7097（直通）

FAX 0985-26-7337

E-mail hidaka-masako@pref.miyazaki.lg.jp